

保有個人データに関する事項の公表等について

羽島用水土地改良区個人情報保護に関する規程第15条の規定により、保有個人データに関する事項を公表します。

平成28年 9月20日
羽島用水土地改良区

- 1 本土地改良区の名称
羽島用水土地改良区
- 2 利用目的
羽島用水土地改良区定款第4条に規定する事業を円滑に実施するために利用する。
労働者等の個人情報は、事業等を実施する際の雇用管理のために利用する。
- 3 個人情報の保護に関する方針
 - ① 法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱う。
 - ② 苦情処理に適切に取り組む。
- 4 共同利用に関する事項
 - ① 共同して利用する個人データの項目
氏名、住所、土地所有状況等の組合員名簿、土地台帳等の個人情報データベース等に記載されている事項
 - ② 共同で利用する者の範囲
農林水産省、岐阜県、管内各市町、管内農業委員会、及び管内農業協同組合
 - ③ 利用する者の利用目的
羽島用水施設の維持管理及び羽島用水に係る事業の円滑な実施その他の地域農業の振興のため
 - ④ 個人情報の管理について責任を有する者の名称
羽島用水土地改良区 個人情報保護管理者 事務局長
- 5 利用目的の通知又は保有個人データの開示等を求める場合の方法及び手数料
 - ① 保有個人データの開示等を求める場合の方法及び手数料
開示等の求めを行う旨及び求めの内容を記載した書面を羽島用水土地改良区理事長へ提出してください。
 - ② 手数料
別表のとおり。
ただし、これによりがたい場合は実費を徴収するものとする。
- 6 個人情報の取扱いに関する苦情の申出先
羽島用水土地改良区 個人情報保護管理者 事務局長